

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	合算信用供与等限度額を超える特例の承認（加工連）	根拠条項	第 1 0 0 条第 1 項（第 1 1 条の 1 1 第 2 項後段（第 1 1 条の 1 1 第 1 項ただし書準用）準用）						
審査基準	<p>水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 3 2 8 号）第 1 0 条第 1 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 1 9 条第 1 項の規定によることとする。</p>								
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	1 月	目次	1 4 9
						標準経由期間	日		